資 料 提 供

令和７年７月２９日（火）
産業戦略部労働政策課長　阿部
TEL:029-301-3635（内線 3630）
産業戦略部労働政策課　課長補佐　郡司
TEL:029-301-3635（内線 3639）

茨城県最低賃金改正に関する要請結果について

茨城労働局長及び茨城地方最低賃金審議会会長に対し、砂押産業戦略部長から別紙のとおり、要請書を提出し、本県の経済実態の反映や、近隣県との格差是正に向けた積極的な最低賃金の引上げが行われるよう要請をいたしましたので、お知らせいたします。

記

１　日　　時
①令和７年７月２４日（木）１０：００
②令和７年７月２８日（月）１０：００

２　場　　所
① 茨城大学　水戸キャンパス（水戸市文京２－１－１）
② 茨城労働局６階　労働基準部長室（水戸市宮町１－８－３１）

３　要 請 先
①茨城地方最低賃金審議会会長　清山 玲　氏
②茨城労働局長　佐藤 悦子　氏（対応者：労働基準部長　江口 勇次　氏）

４　要 請 者
砂押産業戦略部長

５　要請内容
別紙のとおり

【要請内容】
〇砂押産業戦略部長
「県・労働団体・経済団体の三者による意見交換で交わされた合意の趣旨、「本県の経済実態が反映された全国９位相当額との乖離（現在は３５円）について、２０３０年頃を目途に今後５～７年間で解消していく」という新たな中長期的な目標を尊重し、本県の経済実態に見合った最低賃金の引上げに向けた審議をお願いしたい。」

【要請先のコメント】
〇茨城労働局労働基準部長
「県からの要請については、審議会にも伝えさせていただく。」
〇茨城地方最低賃金審議会会長
「要請はしっかり受け取りました。」

別紙

茨城県の最低賃金の改正について

本県の持続的な経済成長のためには、企業の生産性向上の成果を働く人に適切に分配し、賃金を上昇させることで消費の拡大を促し、企業の収益の拡大をさらなる賃上げや設備投資につなげていくという経済の好循環を生み出すことが重要であります。

特に最低賃金の引上げについては、非正規労働者やシングルマザーなど弱い立場の方々の最低限の社会生活を保障するというセーフティネットの観点からも、また近隣他県からの人材確保を図るためにも重要性が高い課題であると認識しております。

本県の昨年度の最低賃金額は、中央最低賃金審議会が示した目安額に２円上乗せされた５２円の引上げにとどまり１，００５円とされましたが、本県の経済実態を正確に反映しているとは言い難い状況にあります。

厚生労働省が公表しております本県の経済実態を示す総合指数は全国９位であるにも関わらず、本県の最低賃金額は１，００５円と全国１４位にとどまっており、全国９位相当の最低賃金額とは約３５円の差があります。

本県の最低賃金額が近隣他県に比べて低い背景には、過去２８年間、目安のランク分けでＣランクに区分されており、引き上げ額が低い期間が長かったという歴史的経緯があります。しかしながら、現在の経済実態に鑑みれば、そのような過去の経緯に縛られることなく、本県の最低賃金を本来あるべき水準、つまり総合指数と同様の全国９位相当額とすることが適切だと考えております。

こうした状況を踏まえ、本年６月、『県・労働団体・経済団体の三者による意見交換』において、「本県の最低賃金について、毎年、国の目安額に一定水準を上乗せしていくことで、本県の経済実態が反映された全国９位相当額との乖離、額にして３５円について、２０３０年頃を目途に今後５～７年間で解消していくこと」を提案させていただいたところ、連合茨城、茨城県経営者協会、茨城県商工会連合会、茨城県中小企業団体中央会、茨城県商工会議所連合会との間で合意が得られ、今後、この枠組みを県・連合茨城・各経済団体との間で、中長期的な目標とすることについて認識を共有したところであります。

一方で、最低賃金引上げに向けた中長期的な目標を実現するためには、賃上げの原資をしっかりと確保することが重要であると考えております。

県におきましても、大幅な賃上げを実施する中小企業などを県が積極的に支援する「いばらき賃上げ支援事業」や、賃上げと生産性の向上に資する設備投資を行った中小企業等を支援する「いばらき業務改善奨励金」のほか、

価格転嫁に関する専門家による相談や伴走支援などを行っており、「賃上げ」と「価格転嫁」の両輪で中小企業等の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

つきましては、『県・労働団体・経済団体の三者による意見交換』で交わされた合意の趣旨を尊重していただき、本県の経済実態に見合った最低賃金の引上げに向けてご審議いただきますよう、強くお願い申し上げます。

（あわせて、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保を図るとともに、最低賃金引上げにより経営に影響を受ける中小企業・小規模事業者に対しては、業務改善助成金など各種支援措置の実施及び積極的な周知について、引き続き、ご配慮いただきますようお願いいたします。）

労働局長宛てのみ記載

① 2025年７月24日
② 2025年７月28日

① 茨城地方最低賃金審議会会長　清山　玲　殿
② 茨城労働局長　佐藤　悦子　殿

各通

茨城県知事　大井川　和彦

要請書手渡しの様子

○要請先：茨城労働局長（対応者：労働基準部長）

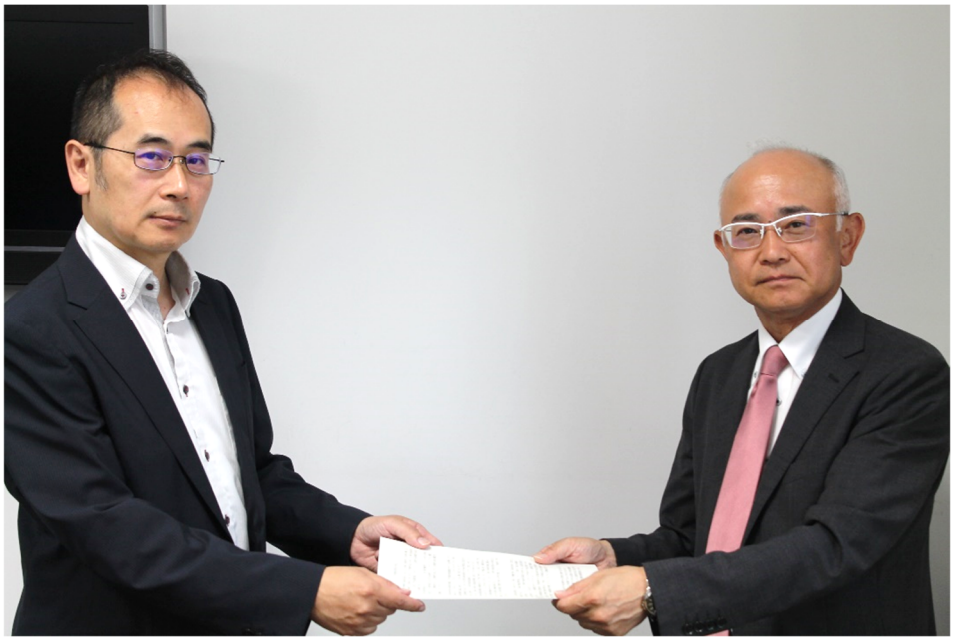

○要請先：茨城地方最低賃金審議会会長

2024年度地域別最低賃金額一覧

順位	2023順位	都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】		引上げ額【円】	目安差額	発効年月日	参考 ランク分け総合指数	参考 順位
1	1	東　京	A	50	1,163	(1,113)	50	0	2024年10月1日	100.0	1
2	2	神奈川	A	50	1,162	(1,112)	50	0	2024年10月1日	89.2	2
3	3	大　阪	A	50	1,114	(1,064)	50	0	2024年10月1日	86.6	3
4	4	埼　玉	A	50	1,078	(1,028)	50	0	2024年10月1日	81.7	7
5	5	愛　知	A	50	1,077	(1,027)	50	0	2024年10月1日	86.4	4
6	6	千　葉	A	50	1,076	(1,026)	50	0	2024年10月1日	83.7	5
7	7	京　都	B	50	1,058	(1,008)	50	0	2024年10月6日	81.2	8
		全国加重平均			**1,055**	(1,004)					
8	8	兵　庫	B	50	1,052	(1,001)	51	1	2024年10月1日	82.1	6
9	9	静　岡	B	50	1,034	(984)	50	0	2024年10月1日	80.5	10
10	10	三　重	B	50	1,023	(973)	50	0	2024年10月1日	78.6	17
11	11	広　島	B	50	1,020	(970)	50	0	2024年10月1日	80.3	12
12	12	滋　賀	B	50	1,017	(967)	50	0	2024年10月1日	80.2	13
13	13	北海道	B	50	1,010	(960)	50	0	2024年10月1日	76.8	26
14	**15**	**茨　城**	B	50	**1,005**	**(953)**	**52**	**2**	2024年10月1日	80.7	9
15	14	栃　木	B	50	1,004	(954)	50	0	2024年10月1日	79.6	14
16	16	岐　阜	B	50	1,001	(950)	51	1	2024年10月1日	76.1	28
17	17	富　山	B	50	998	(948)	50	0	2024年10月1日	80.5	10
17	17	長　野	B	50	998	(948)	50	0	2024年10月1日	76.8	26
19	19	福　岡	B	50	992	(941)	51	1	2024年10月5日	78.4	19
20	20	山　梨	B	50	988	(938)	50	0	2024年10月1日	78.6	17
21	21	奈　良	B	50	986	(936)	50	0	2024年10月1日	76.9	24
22	22	群　馬	B	50	985	(935)	50	0	2024年10月4日	79.4	15
22	25	新　潟	B	50	985	(931)	54	4	2024年10月1日	74.3	31
24	25	福　井	B	50	984	(931)	53	3	2024年10月5日	77.3	23
24	23	石　川	B	50	984	(933)	51	1	2024年10月5日	78.4	19
26	24	岡　山	B	50	982	(932)	50	0	2024年10月2日	77.4	22
27	27	和歌山	B	50	980	(929)	51	1	2024年10月1日	74.0	32
27	45	徳　島	B	50	980	(896)	**84**	**34**	2024年11月1日	75.4	29
29	28	山　口	B	50	979	(928)	51	1	2024年10月1日	76.9	24
30	29	宮　城	B	50	973	(923)	50	0	2024年10月1日	78.9	16
31	30	香　川	B	50	970	(918)	52	2	2024年10月2日	78.1	21
32	31	島　根	B	50	962	(904)	58	8	2024年10月12日	73.0	34
33	32	鳥　取	C	50	957	(900)	57	7	2024年10月5日	71.0	42
34	32	佐　賀	C	50	956	(900)	56	6	2024年10月17日	71.6	38
34	40	愛　媛	B	50	956	(897)	59	9	2024年10月13日	73.4	33
36	32	福　島	B	50	955	(900)	55	5	2024年10月5日	74.6	30
36	32	山　形	C	50	955	(900)	55	5	2024年10月19日	72.0	37
38	36	大　分	C	50	954	(899)	55	5	2024年10月5日	72.4	35
39	37	青　森	C	50	953	(898)	55	5	2024年10月5日	69.0	46
39	37	長　崎	C	50	953	(898)	55	5	2024年10月12日	71.5	39
39	40	鹿児島	C	50	953	(897)	56	6	2024年10月5日	69.6	44
42	37	熊　本	C	50	952	(898)	54	4	2024年10月5日	72.2	36
42	40	宮　崎	C	50	952	(897)	55	5	2024年10月5日	69.2	45
42	40	高　知	C	50	952	(897)	55	5	2024年10月9日	71.1	41
42	45	沖　縄	C	50	952	(896)	56	6	2024年10月9日	68.5	47
42	47	岩　手	C	50	952	(893)	59	9	2024年10月27日	71.4	40
47	40	秋　田	C	50	951	(897)	54	4	2024年10月1日	69.7	43

※ ( )は2023年度地域別最低賃金額

※加重平均:企業の賃上げ額を賃上げの影響を受ける常用労働者数を計算に反映させ、一人当たりの平均値を算出する方法

※黄色は目安に上乗せした県